

特定非営利活動法人神戸エリアマウンテンバイク協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人神戸エリアマウンテンバイク協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市民や全国民、観光客等に対して、マウンテンバイクに関する事業を行い、スポーツ振興や子どもたちの健全育成を図り、神戸エリアの里山の保全、観光振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) マウンテンバイクトレイルの造成、運営
- (2) マウンテンバイク普及事業に関するイベントの企画、運営、研究調査事業
- (3) 里山保全活動
- (4) レンタルマウンテンバイク事業
- (5) マウンテンバイクを使用した観光事業
- (6) 地域コミュニティ活動
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含ま

れ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の数分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合はその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務

- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者又は電子的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち神戸市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

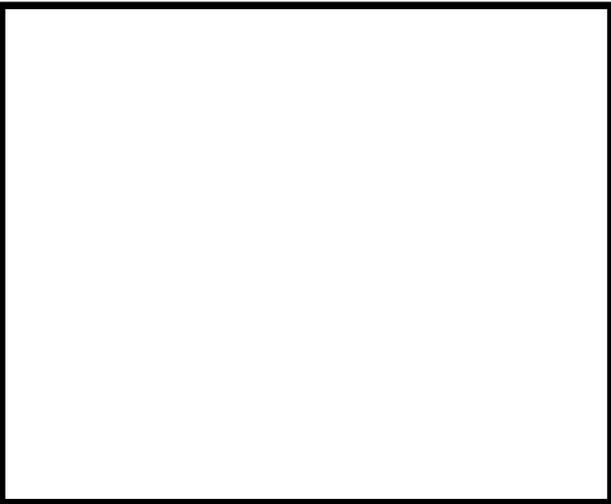
附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理 事 長 村 山 千 春
副理事長 初 木 茂 夫
理 事 玉 川 之 裕
監 事 川 崎 満
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人 団体
 - ① 入会金 0 円 0 円
 - ② 年会費 6000 円 30000 円
 - (2) 賛助会員
 - ① 入会金 0 円 0 円
 - ② 年会費 3000 円 15000 円

(様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人 神戸エリアマウンテンバイク協会

| 役名 | ふりがな 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|--------------|-----------------------------|---|-------|
| 理事長 | むらやま ちはる ----- 村山 千春 |  | 無 |
| 理事 (副理事長) | はつき しげお ----- 初木 茂夫 | | 無 |
| 理事 | たまがわ ゆきひろ ----- 玉川 之裕 | | 無 |
| 監事 | かわさき みつる ----- 川崎 満 | | 無 |
| | ----- | | |
| | ----- | | |
| | ----- | | |

設立趣旨書

設立趣旨

私たちは、神戸市内の自然資源を活用し、マウンテンバイクを中心としたスポーツ・アウトドア活動の普及および関連する社会貢献活動を行うことを目的として、このNPO法人を設立します。神戸市は、山と海が隣接する豊かな自然環境を有しており、これを有効活用することは地域社会の活性化に大きく貢献すると考えています。その一環として、マウンテンバイク専用トレイルの造成・運営を行い、幅広い市民が楽しめる安全で魅力的なアウトドア環境を提供します。また、マウンテンバイクというスポーツを通じて、市民の健康増進や子どもたちの遊び場の確保、里山保全など、多岐にわたる課題解決に取り組みます。これにより、地域住民が自然と触れ合い、持続可能な形で自然環境を活用する新しいライフスタイルの推進を目指します。さらに、この活動は地域社会に留まらず、観光資源としての側面も備えていきます。国内外のマウンテンバイク愛好者を呼び込むことで、神戸市全体の魅力を高め、観光都市としての価値を一層向上させる取り組みを進めてまいります。私たちは、地域住民と協力しながら、神戸の自然環境と文化を最大限に生かした新たな地域づくりを目指します。

活動内容

1. マウンテンバイクトレイルの造成、運営
2. マウンテンバイクの普及事業に関するイベントの企画、運営、研究調査事業
3. 里山保全活動
4. レンタルマウンテンバイク事業
5. マウンテンバイクを使用した観光事業
6. 地域コミュニティ活動
7. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

法人化の必要性

今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として活動してきた事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくことと、地域全体へ活動を広げていくために他地域の行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民、企業に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

目指す社会

私たちは、神戸市の豊かな自然環境を最大限に活かし、マウンテンバイクを通じて、健康的で活力ある地域社会の実現を目指します。また、活動を通じて里山の保全と活用を進めることで、次世代に受け継がれる持続可能な地域づくりを実現します。市民一人ひとりが自然と調和しながら豊かな生活を送れる社会を目指し、活動を進めてまいります。さらに、観光資源としての可能性を追求することで、地域経済の活性化に寄与します。子どもから大人まで幅広い世代が自然と触れ合い、共に楽しむ場を創り出し、持続可能な社会を築いてまいります。

申請に至るまでの経過

- 2021年9月 一般社団法人やぶマウンテンバイカーズサポート 設立
- 2022年8月 兵庫県養父市明延地区にマウンテンバイクコース造成、運用開始
- 2023年10月 マウンテンバイカーズサポートジャパンへ名称変更
- 2024年9月 会員間でNPO 法人格へ新規設立の意思確認
- 2025年2月 設立総会開催

令和 7年 3月 7日

特定非営利活動法人 神戸エリアマウンテンバイク協会
設立代表者

氏名 村山 千春

(様式例)

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 神戸エリアマウンテンバイク協会

1. 基本方針

私たちは、神戸市内の自然資源を活用し、マウンテンバイクを中心としたスポーツ・アウトドア活動の普及および関連する社会貢献活動を行うことを目的として、このNPO法人を設立します。神戸市は、山と海が隣接する豊かな自然環境を有しており、これを有効活用することは地域社会の活性化に大きく貢献すると考えています。その一環として、マウンテンバイク専用トレイルの造成・運営を行い、幅広い市民が楽しめる安全で魅力的なアウトドア環境を提供します。また、マウンテンバイクというスポーツを通じて、市民の健康増進や子どもたちの遊び場の確保、里山保全など、多岐にわたる課題解決に取り組みます。これにより、地域住民が自然と触れ合い、持続可能な形で自然環境を活用する新しいライフスタイルの推進を目指します。さらに、この活動は地域社会に留まらず、観光資源としての側面も備えていきます。国内外のマウンテンバイク愛好者を呼び込むことで、神戸市全体の魅力を高め、観光都市としての価値を一層向上させる取り組みを進めてまいります。私たちは、地域住民と協力しながら、神戸の自然環境と文化を最大限に生かした新たな地域づくりを目指します。

2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | プロジェクト内容 | 実施月 実施回数 | 実施場所 | 対象者 | 収益 見込 |
|--------------------|----------|-------------|------|-----|----------|
| (1) トレイル造成 | コース造成 | 毎月 | 学習の森 | | |
| | コース運営 | 毎月 | 学習の森 | 全市民 | |
| (2) マウンテバイク普及事業 | MTB レッスン | 年2回 | 学習の森 | 子ども | 4万円 |
| | MTB レッスン | 年2回 | 学習の森 | 初級者 | 9万円 |
| (3) 里山保全活動 | 学習の森内の清掃 | 毎月 | 学習の森 | | |
| | 樹木伐採 | 年1回 | 学習の森 | | |

(1) マウンテンバイクトレイルの造成・運営

トレイルの新規造成とコースの維持管理。
トレイル利用に関するガイドラインの策定、普及。

(2) マウンテンバイク普及事業

初心者向けワークショップや講習会の実施。
市民参加型のイベント、競技会の開催。

(3) 里山保全活動

地域住民や専門団体と連携した里山の保全・整備。

環境保護活動を推進するボランティアプログラムの実施。(清掃等)

3. 推進体制

理事長 (1名)、副理事 (1名)、理事兼事務局 (1名)、ボランティアスタッフ (約10名)。

外部専門家 (トレイル設計、環境保全)。

地域住民や行政との協力体制を構築。

4. 収支計画

| 収入項目 | 金額 (円) |
|-----------------|-----------------|
| 会費収入 | 12 万円 (会員 20 名) |
| 事業収入 (イベント参加費等) | 13 万円 |
| 補助金・助成金 | 800 万円 |
| 寄付金 | 0 万円 |
| その他 (スポンサー収入等) | 0 万円 |
| 合計 | 825 万円 |

| 支出項目 | 金額 (円) |
|---------------|--------|
| トレイル造成費 | 700 万円 |
| トレイル管理費 | 70 万円 |
| 人件費 (専任スタッフ) | 0 万円 |
| その他 (保険料、雑費等) | 30 万円 |
| 合計 | 800 万円 |

(様式例)

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 神戸エリアマウンテンバイク協会

1. 基本方針

私たちのNPO法人は、神戸市内の豊かな自然資源を活用し、マウンテンバイクを中心としたスポーツ・アウトドア活動の普及および関連する社会貢献活動、地域貢献活動にこの一年間取り組んでまいりました。

令和8年度は、これまでの成果を基盤として、さらに活動を拡大し、地域社会への貢献を一層強化することを目指します。

安全で魅力的なコース造成と運営を行い、駐車場やトイレ、休憩所などの必要なインフラも整え利用者が快適に楽しめる環境づくりを行います。

定期的なイベントを実施し、子どもから大人までさまざまなレベルにあったプログラムの作成、実施しマウンテンバイクに対する敷居を低くし利用者を増やす施策を行っていきます。

トレイル周辺の里山保全活動を推進し参加者が自然環境保護に貢献できる仕組みを提供し、環境教育プログラムを通じて自然環境保護の重要性を伝えていきます。

さらに持続的に活動を行うための資金調達を多角的に検討、実施し財政基盤の強化にも努めます。

これらの基本方針を基に、具体的なアクションプランやスケジュールを作成することで、令和8年度の活動が効果的に進展し、神戸市内の自然資源を活用した地域活性化に大きく貢献できると考えております。

2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | プロジェクト内容 | 実施月 実施回数 | 実施場所 | 対象者 | 収益 見込 |
|---------------------|----------------|-------------|------|--------|----------|
| (1) トレイル造成 | コース造成 | 毎月 | 学習の森 | | |
| | コース運営 | 毎月 | 学習の森 | 全市民 | |
| (2) マウンテンバイク普及事業 | MTB レッスン | 年2回 | 学習の森 | 子ども | 4万円 |
| | MTB レッスン | 年2回 | 学習の森 | 初級者 | 9万円 |
| | MTB レース | 年1回 | 学習の森 | MTB利用者 | 30万円 |
| (3) 里山保全活動 | 学習の森内の清掃 | 毎月 | 学習の森 | | |
| | 樹木伐採 | 年1回 | 学習の森 | | |
| | 子ども向け教育体験プログラム | 年1回 夏休み中 | 学習の森 | 子ども | 6万円 |

(1) マウンテンバイクトレイルの造成・運営

トレイルの新規造成とコースの維持管理。

トレイル利用に関するガイドラインの策定、普及。

(2) マウンテンバイク普及事業

初心者向けワークショップや講習会の実施。

市民参加型のイベント、競技会の開催。

(3) 里山保全活動

地域住民や専門団体と連携した里山の保全・整備。

環境保護活動を推進するボランティアプログラムの実施。(清掃等)

子ども向け教育・体験プログラム

3. 推進体制

理事長（1名）、副理事長（1名）、理事（1名）、事務局（1名）、ボランティアスタッフ（約20名）。

外部専門家（トレイル設計、環境保全）。

地域住民や行政との協力体制を構築。

4. 収支計画

| 収入項目 | 金額（円） |
|----------------|-------------|
| 会費収入 | 30万円（会員60名） |
| 事業収入（イベント参加費等） | 49万円 |
| 補助金・助成金 | 1,000万円 |
| 寄付金 | 0万円 |
| その他（スポンサー収入等） | 50万円 |
| 合計 | 1129万円 |

| 支出項目 | 金額（円） |
|--------------|--------|
| トレイル造成費 | 800万円 |
| トレイル管理費 | 105万円 |
| 人件費（専任スタッフ） | 180万円 |
| その他（保険料、雑費等） | 40万円 |
| 合計 | 1125万円 |

令和7年度活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|----------------|-----------|-----------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 120,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 0 | |
| | | 120,000 |
| 2. 受取寄付金 | 0 | |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取地方公共団体助成金 | 8,000,000 | |
| | | 8,000,000 |
| 4. 事業収益 | 130,000 | |
| | | 130,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 0 | |
| | | 0 |
| 経常収益計 | | 8,250,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 給与手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 人件費計 | 0 | |
| (2) その他経費 | | |
| コース設営費 | 6,800,000 | |
| 消耗品費 | 100,000 | |
| 交通費 | 100,000 | |
| その他経費計 | 7,000,000 | |
| 事業費計 | | 7,000,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 給与手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 人件費計 | 0 | |
| (2) その他経費 | | |
| 消耗品費 | 200,000 | |
| 印刷費 | 100,000 | |
| 通信費 | 200,000 | |
| 旅費交通費 | 50,000 | |
| 会議費 | 100,000 | |
| 支払手数料 | 50,000 | |
| 雑費 | 300,000 | |
| その他経費計 | 1,000,000 | |
| 管理費計 | | 1,000,000 |
| 経常費用計 | | 8,000,000 |
| 当期正味財産増減額 | | 250,000 |
| 設立時正味財産額 | | 200,000 |
| 次期繰越正味財産額 | | 450,000 |

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 240,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 60,000 | |
| | | 300,000 |
| 2. 受取寄付金 | 500,000 | |
| | | 500,000 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取地方公共団体助成金 | 10,000,000 | |
| | | 10,000,000 |
| 4. 事業収益 | 490,000 | |
| | | 490,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 0 | |
| | | 0 |
| 経常収益計 | | |
| | | 11,290,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 給与手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 人件費計 | 0 | |
| (2) その他経費 | | |
| コース設営費 | 7,500,000 | |
| 消耗品費 | 400,000 | |
| 交通費 | 100,000 | |
| その他経費計 | 8,000,000 | |
| 事業費計 | | 8,000,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 給与手当 | 1,800,000 | |
| 法定福利費 | 0 | |
| 人件費計 | 1,800,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 消耗品費 | 400,000 | |
| 印刷費 | 150,000 | |
| 通信費 | 300,000 | |
| 旅費交通費 | 50,000 | |
| 会議費 | 100,000 | |
| 支払手数料 | 50,000 | |
| 雑費 | 400,000 | |
| その他経費計 | 1,450,000 | |
| 管理費計 | | 3,250,000 |
| 経常費用計 | | 11,250,000 |
| 当期正味財産増減額 | | 40,000 |
| 前期繰越正味財産額 | | 450,000 |
| 次期繰越正味財産額 | | 490,000 |